

## 山鹿市産後ケア事業実施事業者登録要件

### 1 件名

山鹿市産後ケア事業実施に係る事業者登録

### 2 登録要件

以下（１）～（３）に該当する事業者とする。

#### （１）必要書類の提出

※ 以下ア～エ全て

ア 山鹿市産後ケア事業登録申請書

イ 山鹿市産後ケア事業登録要件調書

ウ 従事者名簿（従事者の資格を明記）

エ 宿泊型・通所型のみケア実施場所の写真及び図面（居室・カウンセリング室・乳児保育室を明記）

#### （２）山鹿市産後ケア事業実施事業者施設・従事者等要件

※ 以下全て。「山鹿市産後ケア事業登録申請書」・施設写真または図面により確認。

項目	内容
実施場所 ※ア・イ全てに該当	ア 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所等であること。助産所の場合、産後ケア事業が実施できる施設であること。 イ 訪問型を除き、居室・カウンセリング室・乳児保育室・その他事業の実施に必要な施設を有すること
従事者 ※アは必須、イ～エは必要に応じ配置。	ア 助産師、保健師または看護師のいずれかを常に 1 名以上配置していること。 イ 心理に関する知識を有する者（心理士等） ウ 育児等に関する知識を有する者（保育士、栄養士等） エ 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解する者（理学療法士等）
事業内容	「山鹿市産後ケア事業仕様書」に規定した内容のケアを提供できること。（ケア種別はいずれか一つでも可）
その他 ※ア～ウ全てに該当	ア 事業の管理者を定めていること。 イ 緊急の対応等を含め、母子の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。 ウ 市との適切な連絡体制を確保できるよう、連絡先を提示すること。

#### （３）事業者の資格要件

※ 以下ア～ク全て。「山鹿市産後ケア事業登録登録要件調書」により確認。

- ア 本事業の趣旨を十分に理解した上で本事業を実施できる事業所であること。
- イ 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、助産師等の資格を有する者による母乳育児相談・乳房ケア・家庭訪問等の実績があること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと。
- カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。国税及び地方税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
- キ 事業を開始するにあたり、医療法に則った定款変更や各種申請等を所管する保健所へ届出を行っていること。
- ク 登録申請書等に虚偽の事実を記載しないこと。